

到達目標・評価にかかる現状について

1. 到達目標について

- 臨床研修の到達目標については、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（厚生労働省医政局長通知 平成26年3月31日）（以下、「施行通知」という。）において、「臨床研修の到達目標」（別添1）（参考資料1参照）として掲げられており、Ⅰ行動目標（医療人として必要な基本姿勢・態度）、Ⅱ経験目標（A 経験すべき診察法・検査・手技、B 経験すべき症状・病態・疾患、C 特定の医療現場の経験）により構成されている。
- この「臨床研修の到達目標」は、臨床研修制度必修化以降、基本的にその内容は変更されていない。
- また、施行通知において、研修プログラムにおける「臨床研修の目標」は、別添1に示された「臨床研修の到達目標」を参考にして、研修病院が当該研修プログラムにおいて研修医の到達すべき目標として作成するものであり、「臨床研修の到達目標」を達成できる内容であることとされている。

2. 評価について

- 臨床研修病院における評価については、施行通知において、以下の通り行うこととしている。
 - ・ 指導医等が、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握し、研修医に対する指導を行い、担当する分野における研修期間の終了後に、研修医の評価をプログラム責任者に報告
 - ・ 基幹型臨床研修病院の管理者やプログラム責任者等からなる研修管理委員会は、指導医やプログラム責任者からの情報提供等により、研修医ごとの研修進捗状況を把握・評価し、研修医の研修期間の終了に際し、臨床研修に関する当該研修医の評価を行い、管理者に対し、当該研修医の評価を報告
 - ・ 管理者は、研修管理委員会における評価に基づき、研修実施期間や臨床医としての適性の評価とともに、臨床研修の目標の達成度の評価を行い、それぞれの基準が満たされた場合に臨床研修の修了を認定

- また、評価方法については、施行通知において、以下の通り示されている。
 - ・ 研修期間中の評価は、研修医ごとの研修内容を改善することを主な目的として、形成的評価により行うことが重要であるとされ、研修医及び指導医は、「臨床研修の目標」に記載された個々の項目について、研修医が実際にどの程度履修したか随時記録を行う
 - ・ 研修期間終了時の評価は、研修医ごとの臨床研修修了の判断を行うことをその目的として、総括的評価により行うこととし、研修実施期間の評価及び臨床研修の目標の達成度の評価、臨床医としての適性の評価に分けて行う
- 大学病院及び研修病院において、採用している研修医の評価方法は様々であり、「指導医による評価」「症例レポート」「コメディカルによる評価」の順に多く、「口頭試問」「実技試験（OSCE^{※1}）」「患者による評価」等は少ない。
- 到達目標の達成度を記録するツールとして、制度導入当初から運用されている EPOC^{※2}については、全国の約6割の研修医が利用している。
- 米国、英国、仏国の臨床研修制度においては、研修医、指導医、研修プログラムに対する評価が多角的に行われており、特に英国はインターネット（e-ポートフォリオ等）の活用が進んでいる。

※1 Objective Structured Clinical Examination（客観的臨床能力試験）

※2 Evaluation system of Postgraduate Clinical training（オンライン卒後臨床研修評価システム）